警察歯科医会・身元確認マニュアル

平成14年6月

社団法人 日本歯科医師会 全国警察歯科医会検討臨時委員会

I 総論

1. 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握

大規模災害や大きな事故が発生した際には、歯科診療支援(歯科医療救護活動)や不幸にして死者が出た場合の身元不明死体の身元確認(個人識別ともいう)という特殊な役割が都道府県歯科医師会に求められます。活動にあたっては、被害状況等の情報収集が重要となりますが実際の場面ではなかなか難しいと言われています。過去に大規模災害を体験されたか、今後大災害を被る可能性が叫ばれている都道府県歯科医師会のマニュアル等から、全国の都道府県歯科医師会単位で今のところ掌握しておくべき事項を列挙しました。

なお、フローチャートを作成してもその通りにはならないことが多いと考えられ、被害 状況等の把握についても変化していくことが予想されますので、系統立ったものをここで は提示しておりません。

下記を参考にして、被害状況の把握の一助としてください。

1)情報収集の時期等

- ・最初の情報(被害状況等を含む)はテレビのテロップ, ラジオから発せられることが多く, その後も続くため, 災害・事故発生直後よりテレビ, ラジオはつけたままにしておくのが望ましいと思われます。
- · 都道府県歯科医師会の役員,警察歯科関係担当者は日頃から行政,警察等の担当者と連携を深めておき,災害発生時の早い段階から情報収集に努めます。
- ・行政、警察等の担当者と災害発生時の連絡方法、連絡先等を予め確認しておきます。
- ・情報収集初期より情報源を正確に記録し、情報集約時の混乱防止に努めます。

2)情報収集の方法

- ・上記のように、テレビ、ラジオを活用します。
- ・インターネットを活用します。
- ・アマチュア無線の活用を考慮します。事前にアマチュア無線を使用できる歯科医師会会 員を掌握します。

3)情報収集すべき内容

- ·事故,災害の概況:発生日時,発生場所,発生状況(火災の有無)等。
- ·身元不明死体数の予測または把握:出動する歯科医師の数や,必要となる資器材数の予 測がたちます。
- ・遺体収容所(場所,広さ,収容人数):出動する地区を決定し,隣接都道府県歯科医師会への出動要請の採否を検討します。
- ・遺体の状況:例えば焼死体では開口困難が予想され、開口器、パノラマエックス線写真 撮影の準備が有効な手段となります。
- ・遺体の搬入状況:出動する歯科医師の数は、初期から大量動員もしくは中程度動員の人数を長期出動、あるいは両方の動員を検討の上、決定します。

2. 日本歯科医師会の対応

日本歯科医師会における警察歯科関連担当部署は、各都道府県歯科医師会警察歯科関連 組織の範囲を超える対応が必要であると判断された場合、また複数の都道府県に及ぶよう な広域的な事件・事故・災害が発生した場合に備え、今後以下のような役割を果たせるよ う準備していきます。

- 1)「警察歯科医会全国大会」を主催します。
- 2)「都道府県歯科医師会警察歯科担当者連絡協議会(仮称)」を開催します。
- 3) 身元不明死体の生前資料提供依頼と広域的対応時の調整を図ります。
- 4) 全国の都道府県歯科医師会警察歯科関連組織の活動状況,研修状況,身元確認状況の 把握と会員への提示を行います。
- 5) 全国都道府県歯科医師会の身元確認作業に使用可能な機材(エックス線写真撮影装置 等)の所有状況を把握します。
- 6) 大規模災害が発生した都道府県に隣接する都道府県歯科医師会への身元確認協力要請 を行います。
- 7) 生前・死後の歯科所見記録用紙の統一化を図ります。
- 8)他の関連組織(大学関係者,歯科医師会外警察歯科関連,警察医会関連,諸外国歯科 医師会関連等)との連携を図ります。
- 9) 歯科医師会が行っている警察歯科活動を国民へ PR します。

序 文

「警察歯科医会・身元確認マニュアル」 刊行にあたって

このたび、日本歯科医師会では過去の様々な経緯から標記マニュアルを刊行し、会員の皆様に供すべく会誌特集号としてご送付する運びと相成りました。

日本歯科医師会として警察歯科医会への対応については、これまでの代議員会、また過去開催された全国警察歯科フォーラムでの要望等を踏まえ、各般にわたり検討を加えた結果、平成14年8月24日、「第1回警察歯科医会全国大会」を日本歯科医師会が主催し、長野県歯科医師会が主管で開催いたしました。

これまで日本歯科医師会では昭和63年「歯型による身元確認のための捜査協力に関する諸問題」を嘱託弁護士に調査、依頼し、平成元年警察庁へ上申書を提出し交渉に当たってきました。しかしながら警察庁は直接現場を持たないことから、交渉は警視庁と東京都歯科医師会に委ねられたい旨進言いただきましたが諸事件、諸般の事情から中断を余儀なくされて今日までまいりました。

一方,全国的には昭和60年8月の日航機墜落事故,平成6年4月の中華航空機の事故を契機に,多数の身元不明遺体の身元確認(個人識別)における歯科の重要性が社会的に認知され,各都道府県歯科医師会では警視庁・道府県警察本部と連携の下,警察歯科組織が設けられ協力体制がとられてきております。また平成7年1月発災の阪神・淡路大震災を機に,災害医療の中でも警察歯科医会の充実化が求められております。

このような状況の中、平成8年に広島県歯科医師会が主催し「広島県歯科・警察連絡協議会(全国フォーラム)」が開催され、その後、大阪府、愛知県、千葉県、神奈川県、東京都の各歯科医師会へと引き継がれ、「全国警察歯科フォーラム」として警察歯科関係者の努力の結果、熟成化が見られております。

各フォーラムでは、警察歯科医会の全国組織化、担当部署の設置、用語の統一化等々 について日本歯科医師会へ要望がなされてまいりました。

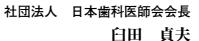
当執行部では、国民のため、また医療人として当然の責務であるとの認識から、平成13年10月「全国警察歯科医会検討臨時委員会」を設置し、広域的な事件・事故・災害へ速やかに対応すべくその検討方を諮問いたしました。この間、執行部では警察庁と鋭意折衝を重ねた結果、全国組織化に向けての合意が得られ、また平成14年6月には委員会より第一次答申がなされ本マニュアルが添付されました。

マニュアルは事件・事故・災害の広域化、国際化を勘案し、日常臨床に携わる会員一人ひとりが身元確認作業での、死後記録との「照合」に不可欠な、生前記録(デンタルチャート)作成に際し適切に対応すべく、懸案であった用語の統一化を図るため標準的なものになっております。

本マニュアルが国民福祉の一助となりますことを祈念いたします。

(日本歯科医師会常務理事 塚本 亨)

警察歯科に係るマニュアルの 発刊にあたって





昭和60年発災の日航機墜落事故を契機として、大規模災害時等における多数の身元不明遺体の身元確認のため警察関係者と共に歯科医師が活動し、その活動が社会的に認知されるようになりました。これは、同事故を教訓に都道府県歯科医師会が警察歯科関係者と事件・事故・災害に適切に対応した努力の賜物といえます。しかし、その対応はあくまで個別的なものにとどまり、全国的に応用可能な統一的なものではないことから、これまで、全国の警察歯科関係者が一堂に会し、毎年1回フォーラムを開催し、事件・事故・災害時の統一的な対応の実現化に向けて研鑚を重ねてこられました。これまで開催された過去6回のフォーラムでは、全国組織化と標準的なマニュアル作成が早急に必要であることが確認されており、日本歯科医師会にそれらの実現方につき要望がなされました。

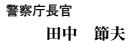
日本歯科医師会は、国民のため、また医療人として当然の責務であるとの認識から、警察歯科関連組織の全国組織化と標準的なマニュアル作成を早急に実現すべく平成13年10月、検討臨時委員会を設置し、「平成14年6月までに答申願いたい」旨の諮問を行い、鋭意検討をいただいた結果、全国組織の設置については、従来からのフォーラムを発展的に解消し、日本歯科医師会が主催、持ち回り当番県が主管となり、警察歯科医会全国大会を開催し、その中で全国組織作りを行うことといたしました。第1回全国大会は長野県が主管で8月24日に開催することが決定し、一方で、並行して検討してきた標準的なマニュアル作成も完了し、この度、マニュアルの発刊となったものであります。

マニュアルは、総論では情報の把握及び日本歯科医師会の対応について述べ、各論では、身元確認作業の流れ、指揮系統及び身元確認における活動の内容を記述し、用語の統一化を図るため、標準的なものをとりあげ、会員全てが適切に対応できるように工夫いたしております。また、今後はさらに検討を加え改訂を重ねてまいる所存であります。

最後になりましたが、これまで統一された全国組織づくりに努力頂きました全国の警察歯科関係者、フォーラムを開催されてこられました広島・大阪・愛知・千葉・神奈川・東京・本年主管の長野県各歯科医師会関係者、および、この度のマニュアル作成に全面的な協力を下さいました警察庁関係者、並びにマニュアル作成に当たった検討臨時委員会の皆様に心より感謝申し上げ、本マニュアルがこれからの事件・事故・災害時に活用され、国民福祉の一助となりますことを祈念申し上げ、発刊の言葉といたします。

警察庁長官挨拶

身元確認マニュアルの 発刊にあたって





全国の警察歯科医の皆様方におかれましては、平素より警察活動各般にわたりご協力、ご支援をいただいているところであり、とりわけ、警察が取り扱う死体の身元確認業務においては、時間的に切迫した状況や厳しい環境の下、特段のご尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

さて,近年の犯罪や事故は複雑多様化し,自殺や事故死に偽装した事件や遺体の一部 しか発見されないいわゆるバラバラ殺人事件,航空機事故やビル火災など,身元確認が 困難な事件や多数の身元確認を要する事故が発生しており,身元確認業務の重要性はま すます高まっていくものと思われます。

社団法人日本歯科医師会・全国警察歯科医会検討臨時委員会におかれては、大規模災害や事件・事故発生の際の身元確認作業に関して、かねてより作業要領や用語の統一化に向けて、ご努力をされているところと伺っておりましたが、このたび、このような形で標準的なマニュアルを作成されました。誠に意義深いものと考えます。これにより今後とも警察との緊密な連携が図られ、迅速かつ円滑な身元確認が可能になるものと、期待するところ大なるものがあります。

皆様方には、引き続き警察活動に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上 げますとともに、今後のご活躍を心からお祈りし、私の挨拶といたします。

10 • 404

目 次

長挨拶/警察歯科に係るマニュアルの発刊にあたって 察庁長官挨拶/身元確認マニュアルの発刊にあたって I >総 論 . 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握 1 . 日本歯科医師会の対応 1 I >各 論 . 身元確認作業の流れ 1 . 指揮系統(出動の流れ) 1
I >総 論 . 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握 … 1 . 日本歯科医師会の対応 … 1 I >各 論 . 身元確認作業の流れ … 1
 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握
 大規模災害・事故発生時の被害状況の把握
. 日本歯科医師会の対応
Ⅱ >各 論
. 身元確認作業の流れ
. 指揮系統(出動の流れ)
. 身元確認における活動内容
1) 生前資料の収集と生前記録の作成
2) 死後記録の採取と整理
3) 照合 23
4) 再確認と最終判定 25
5) 事後措置 26
. DNA 鑑定 ······ 2
Ⅱ>資 料
. 関係機関 ··································
· ボンタルチャート
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
. 用語、略号の記載例
- ルリング (1905年) - 機材 ··································
- 3
. 鑑定書記載例
Ⅳ>関係法規及び参考文献(抜粋) ────────
: 3I
とがき

Ⅱ 各 論

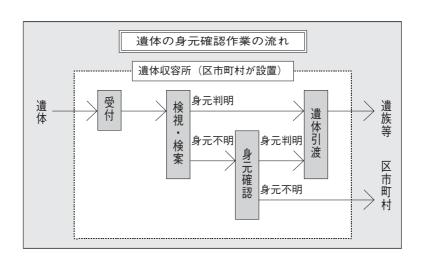
1. 身元確認作業の流れ

遺体の収容、検視・検案、身元確認までが確認作業の流れです。

検視・検案に係わる歯科医師の業務は、警察からの協力要請の下、身元確認作業が主たるものです。「検視」とは、刑事訴訟法第229条に基づき、犯罪に起因する死体か否かを判断するために、医師の立ち会いのもとに検察官あるいは警察官が死体の状況を調べることをいいます。

歯科医師の行う検査は、「検視」の補助行為として遺体を検査し、歯科資料を検討して、身元確認に寄与することを主目的としています。

(図1)



注)

検視:刑事訴訟法第229条に基づき,犯罪に起因する死体か否かを判断するために,医師の立ち会いのもとに検察官あるいは警察官が死体の状況を調べることをいいます。

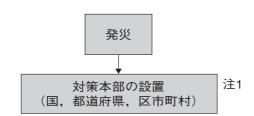
検案(死体検案):解剖を含む死因の究明を検案と呼び、検案は医師が行う行為です。

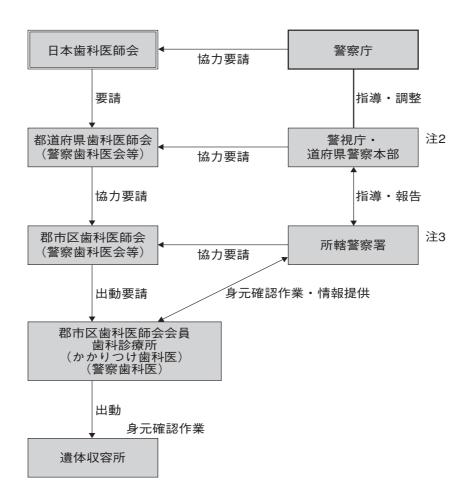
検死(**屍**):医師が死体を外表から検査する行為のことです。

歯科医師は検視を行う警察官、あるいは検案を行う医師によって協力を要請された場合に限り検 視・検案作業、さらに解剖にも参加することになります。その場合の歯科医師としての行為は「検 視の補助行為」とされます。

2. 指揮系統(出動の流れ)

(図2)





注1) 大規模災害・事故(事件)での対応

対策本部 (都道府県レベル)

(原則) 本部長:知事

副本部長:副知事・出納長・警視総監・都道府県警察本部長

注2), 注3)

小規模災害・事故(事件)への対応

注1) 同様,対策本部の立ち上げ,指示の下に出動要請

3. 身元確認における活動内容

身元確認とは、「生体や死体について、その身元を確認して氏名を明らかにすること、また死体の一部の他に、人体由来のものおよび人体が他の物体に残したものについて、その由来を決定すること」と定義されています。一般的な身元確認の方法としては、面確(顔を見て確認する)、身分証明書、所持品、着衣、身体的特徴、血液型、指紋、DNA型そして歯科所見等が考えられます。歯科医師が歯科所見から身元確認を行う際の具体的な活動には、1)生前資料の収集と生前記録の作成、2)死後記録の採取と整理、3)照合、4)再確認と最終判定、5)事後措置等の5項目が挙げられます。

1)生前資料の収集と生前記録の作成

歯科医師が身元確認作業を行う際、該当者の生前記録は不可欠となります。生前資料の 収集は原則として警察が行いますが、収集作業にあたり的確なアドバイスを与えるなどし て連携をとります。同時に歯科医師会の組織力を十分に活用し、自らも生前資料を収集す るという積極的な対応をとる姿勢が望ましいと思います。また、身元確認作業終了後、借 用した生前資料は、警察の責任で、確実に診療所等の管理者に返却するよう要請します。

(1) 受診医療機関の特定

- ①航空機墜落事故等で該当者の名簿が存在する場合 遺族等の証言を基に警察が捜査を行います。 また、名簿等から歯科医師会が独自に協力要請を行います。
- ②列車事故等で該当者の名簿が存在しない場合

不特定多数の中から身元確認を行わなくてはならないため、関係諸機関の働きかけが 重要となります。遺族の申し出とともに、該当者が受診したと思われる医療機関から の申し出も待つことになります。

いずれも犠牲者が日本人の場合は、警察、歯科医師会(連絡網・広報誌・ホームページ等)、報道機関(犠牲者名簿の公表)を利用し、さらに外国人の場合には外務省、各国大 使館、日本赤十字社等を通じて働きかけます。

(2) 生前資料の種類

- ①歯科診療録 (カルテ)
- ②口腔内写真(前歯部の補綴物,歯列の状態を含む)
- ③顔写真
- ④エックス線写真(パノラマ写真,デンタル写真等)

- ⑤歯列模型(補綴診断用模型,平衡模型, 顎態模型,作業用模型等)
- ⑥歯科健診票(学校健診,事業所健診,住民健診,母子健康手帳等)
- ⑦歯科技工指示書(補綴物の種類,材料,設計等)
- ⑧家族, 友人の証言 (歯, 補綴物の特徴)
- ⑨ その他

(3) 入手方法, 経路

- ①ファクシミリ通信を利用
- ② IT 関連機器(インターネット通信等)を利用
- ③遺族が直接持参
- ④警察関係者が持参
- ⑤担当歯科医が電話で説明
- ⑥遺族, 知人が口頭で説明

(4) 整理と保管

収集した生前資料は、全て警察の管理下に置かれますが、内容が警察関係者には理解 しにくい場合もありますので、分類・整理にあたり、専従の歯科医師が必要となりま す。また、他人の資料と混同しないよう名前を明記した封筒に個別に保管し、使用する 際には可能な限りコピーして用い、紛失を防止するべきでしょう。

(5) 生前記録の作成

収集した生前資料をもとに,経時的変化を考慮し生前のデンタルチャートを作成しま す。不明の事項は記入せず、修復の方法、材料の種類の記入にとどめます。

2) 死後記録の採取と整理

必要な器具・機材を持参して遺体収容所に出動した歯科医師は、デンタルチャートの作成、写真撮影、エックス線写真撮影、また場合によっては印象採得による歯列模型作製等の死後記録を採取し、必要な時にいつでも取り出せるように分類・整理する必要があります。

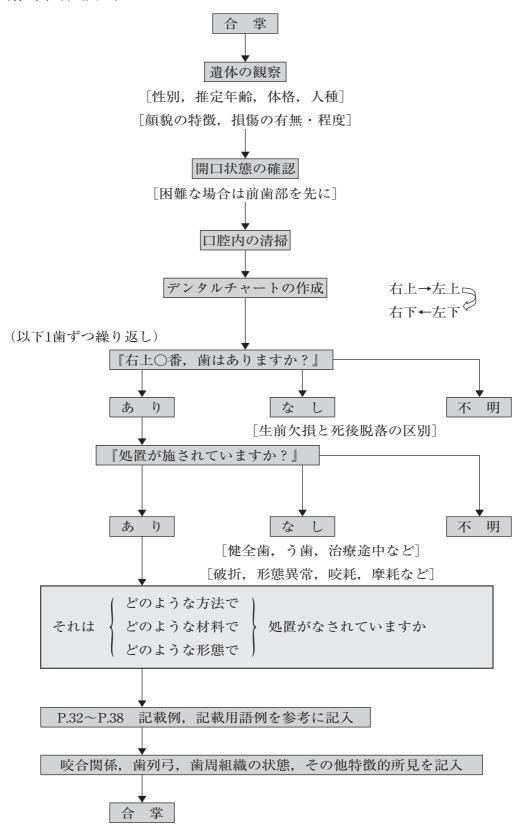
(1) 検死時の留意事項

- ①検死の前後には遺体に合掌し、礼を失することのないようにします(遺体への敬意と 遺族の心情への配慮を常に念頭において作業に従事します)。
- ②歯科医師2名によるダブルチェックシステムとします(検査者と記録者になります

が、お互いに声をかけ確認しながら行い、終了後にはその役割を交代して誤記を防ぎます)。

- ③検査の手順や歯科所見の読み上げ方を事前に打ち合わせます(検査者の所見の読み違いや、記録者の聞き違いを防ぎます)。
- ④自然光や照明器具による十分な採光のもとに行います(光源の保持者を配する等,十 分な採光が正しい所見をとることにつながります)。
- ⑤検査者は感染防止のため、必ずゴム手袋を着用します(遺体からの感染を防ぐため、 検査時は必ず着用し、記録時ははずします)。
- ⑥開口不能時でも口角部等の切開を行ってはいけません(無理な開口による歯や顎骨の 死後損傷にも注意が必要です)。
- ⑦口腔内が汚れている遺体は清掃してから検査を行います(歯ブラシ等で汚れを落とし、ガーゼ等で水分を除去してから行うようにします)。
- ®疑わしい場合は断定せず、ありのままを記載します(判断できない場合は、状態の記載にとどめるか、身元確認班の責任者または大学の専門家に相談するようにします)。
- ⑨歯冠色の材料による充填や修復に注意します(とくに歯頸部や裂溝へのレジン充填を 見落とさないようにします)。
- ⑩すべての歯の所見欄に空欄がないようにします(確認できたことを記載し,不明の場合は「不明」とします)。
- ①遺体の掛け持ちをせず、一体一体個別に実施して、他の遺体の歯科所見と混同しないように注意します。
- ②脱落の恐れのある歯等については防止措置をとります。
- ③特徴的な所見や、治療した地域、歯科診療所、歯科技工所等が推測できる所見を発見した場合は、速やかに警察に報告します。

(2) 具体的手順(図3)



(3) 用語の統一化(略号,記号)

歯科所見用語の統一化は照合作業・広域捜査・歯科所見のデータベース化に必要となります。したがって、特に多数の身元不明死体が発生した場合に、現場で確認作業にあたる歯科医師にはデンタルチャート作成のためにも、標準用語に統一できるようにオリエンテーションを行う必要があります。

推奨される標準用語ならびにその記載例を資料集(P. 32~38)に掲載します。

(4) 写真撮影

身元確認のための死後記録の中で、客観的かつ正確という点において、写真、エックス線写真、歯列模型が極めて優れています。設備機器の具備状況等で、これらの資料を残すことが困難な場合も考えられますが、正確な記録を得る努力を怠ってはいけません。

遺体の口腔内写真は、直接遺体を見ていない歯科医師でも、硬組織、軟組織ともにその色調、形、大きさ、処置内容等をある程度把握することができます。また、検死を担当した歯科医師が肉眼的な観察によって得た内容を裏付けると共に、明確に記録することができます。さらには、生前の口腔内写真がカルテとともに保存されている可能性は高く、それらとの照合に利用すれば、極めて高い確率で身元確認が期待されます。

①撮影装置の種類と特徴

- ア) デジタルカメラによる撮影
 - ・記録の管理が容易で場所をとらない
 - ・メディアを選べば、続けて多数の撮影と保存が可能である
 - ・現像処理が不要である
 - ・撮影直後から観ることが容易で、インターネットを通じて転送が可能である
 - ・パソコン等の関連機器が必要となる
 - ・電源が必要となり、電池のみでは消耗が早く長時間の連続使用に適さない
 - ・画像を大きくすると鮮明度がやや劣る
- イ)アナログカメラによる撮影
 - ・記録の管理に手間とスペースを要する
 - ・フィルム一本で撮影できる枚数がデジタルカメラに比べて少ない (多数遺体の場合は、フィルム交換を頻繁に行う必要がある)
 - ・現像処理が繁雑で、撮影後すぐに観ることは不可能である
 - ・画像が鮮明である

②撮影部位

ア) 上下顎歯列正面観・左右側側面観・咬合面観

閉口時の正面1枚,左右側側面各1枚,上顎歯列咬合面1枚,下顎歯列咬合面1 枚の計5枚が基本となり、その他特徴ある所見は全て撮影します。



上顎歯列咬合面観



右側側面観



正面観



左側側面観



下顎歯列咬合面観

イ) 部分遺体 (脱落歯, 骨片等)

離断された状態では情報量も少なくなってくるため、脱落歯においては唇側、舌側、近心、遠心、咬合(切縁)の各面、骨片においては骨折面、さらに頭蓋骨においては縫合部を含む全ての面の写真が必要となります。

ウ)離脱補綴物・修復物

航空機墜落事故のような極端に強い外力が加わった場合、または死後日数が経過した場合などでは、有床義歯のみならず、クラウン、ブリッジ等も脱落する可能性があります。手作りの歯科補綴物だからこそ知り得る特性を、身元確認に有効活用するために記録として残します。その際、採取した場所、日時等も明確に記録する必要があります。

エ) その他

災害現場、身元確認作業現場風景などを写真撮影することは、現場に居合わせた 状況を他の歯科医師に伝えるためにも必要です。正確な記録を残し、身元確認作業 を理解してもらうための現場写真は是非とも必要です。ただし撮影に際しては、撮 影担当者を決めると共に、必ず現場責任者の了解を得てから行って下さい。

③注意事項

- ア)多数遺体を撮影する場合、遺体番号、日時等を写しこみ、写真上で個々の遺体の 識別が可能になるような配慮が必要です。
- イ)遺体写真の取り扱いには十分な配慮が必要です。身元確認あるいは学術的な目的 で使用する以外、第三者の目に触れないようにします。
- ウ) 現場撮影の際、遺族やその関係者への心情を配慮して、いたずらに刺激するよう な言動は慎まなければなりません。
- エ) 特に犯罪性のある事件の場合には、捜査員の顔がわかるような撮影はしないよう にします。

(5) エックス線写真撮影

情報量の多さという点で極めて重要な資料となります。歯根の形態、根管充填の状態、埋伏歯の有無等、肉眼所見では得られない数多くの身元確認の決め手になる情報を提供してくれます。また、警察関係者、遺族等への説明の際にも、理解を得るために有効な資料となり、さらに検査結果の再確認が容易にできるという特長があります。

①種類とその特徴

- ア)携帯用デンタルエックス線写真撮影装置(アナログ、デジタル)
- イ) 可動型横臥位パノラマエックス線写真撮影装置(アナログ, デジタル)

ア) 携帯用デンタルエックス線写真撮影装置の特徴

	アナログの特徴	デジタルの特徴
重量,大きさ, 輸送効率	普通車のトランクに容易に入る。一人で持ち運び可能。	撮影装置自体は、アナログの装置を 使用。フィルムの代わりに CCD セ ンサーを使い、パソコンに取り込む ため、パソコンの持ち運びが必要。
操作性	日常の診療で使用しているの で、操作性にはほとんど問題 はない。	撮影自体はアナログとほとんど同じ だが、画像の処理に基礎的なパソコ ンの知識が必要。
現像処理	必 要	不 要
必要な関連機材	現像用の機材	パソコン,プリンター,トナー
保存機能	フィルムの保存管理が煩雑で 手間がかかる。	メディアを選べば多数例の保存が可 能,手間がかからない。

アナログの特徴 デジタルの特徴 撮影装置自体は,アナログの装置を ワンボックスカー程度の荷台 重量 に載せ, 移動は二人以上を要 使用。フィルムの代わりにスキャ ナ,ソフト,液晶ディスプレイ等々 する。 が必要で撮影装置以外に15Kg以上 あり。 操作性 遺体は横臥位であるため、習 アナログと同様の習熟に加えて,パ 熟に多少の経験が必要とな ソコンの基礎的な知識が必要である る。 現像処理 必 要 必要な関連機材 現像用の機材 パソコン, プリンター, トナー フィルムの保存管理が煩雑で 保存管理は容易で,多数例の情報を 保存機能 手間がかかる。 管理できる。

イ) 可動型横臥位パノラマエックス線写真撮影装置の特徴

②撮影部位

デンタル撮影においては、原則として全顎10枚または14枚法で撮影します。特徴ある所見を有する部位はそれ以外に咬翼法、偏心投影法等も利用して詳細に記録を残します。脱落歯の場合は、照射時間を調整する必要があります。時には、デンタル撮影装置を利用して、パノラマフィルムや咬合型フィルム上に顎骨骨体部を撮影することも有効です。ただし、その場合はコーンを外して撮影するため、エックス線の防護には十分な配慮が必要となります。

③注意事項

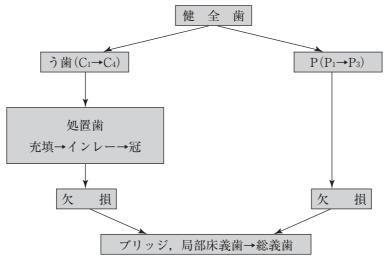
- ア) 日常から使い慣れているため、とかくおろそかになりがちですが、エックス線の 防護には十分な注意が必要です。検死を担当する歯科医師のみならず、周囲の警察 関係者や遺族などへの配慮を忘れないようにします。
- イ) 生前資料の中にエックス線写真がある場合は、エックス線主線が同じ方向になるように照射し、フィルムの黒化度も近づけるように努力します。
- ウ) 撮影フィルム (画像) には、遺体番号、日付等を写し込み、フィルムごとに区別 が明確になるようにします。
- エ)可能であれば、保存用と貸し出し用の2枚を撮影しておきます。

3)照合

生前記録と死後記録を比較、照合することにより、身元確認を行います。生前と死後の記録が全て一致すれば、同一人物だと断定できますが、一部不一致であっても、時間的な経過、他院での処置等を考慮に入れて矛盾がない場合は、同一人物の可能性が極めて高くなります。いずれの場合も最終的な結論を出すまでには、複数の歯科医師による慎重な協議が必要です。具体的な方法に関しては、それぞれの現場で最善の方法を考え出して実行していくことになります。

(1) 照合時の注意事項

- ① 歯科診療録(カルテ)を見るときには、記入間違い、記入漏れのある可能性、複数の歯科医療機関で治療を受けた可能性、疾病の進行程度、治療後の自然脱落、矯正治療のための便宜抜去(第一小臼歯、第二小臼歯等の判定)等を考慮しながら判読する必要があります。したがって、所見が一致しない場合でも、う蝕の進行および歯科治療の方向性に矛盾がなければ、同一人であると判断されることもあります(P. 24/図4参照)。
- ② 記録を単純に比較するばかりでなく、自己の持つ歯科医学的知識を総合的に駆使することが大切です。また、必ず複数の歯科医師で照合結果を検討することが必要です。
- ③ 多数遺体の照合作業を行う場合には、生前記録と死後記録の双方を予め「乳歯列」 「混合歯列」「永久歯列(有床義歯あり・なし)」「無歯顎」等に分類してから開始するとよいでしょう。
- ④ 遺族や報道機関への発表は警察が行います。個人的な発言は控えるようにします。
- ⑤ 近い将来には、検索機能の付いたコンピュータソフトを利用した照合法が一般的に なると予測されます。



(図4)う蝕の進行および歯科治療の方向性

(2) 照合内容の記載

生前記録と死後記録の内容で、重要かつ特徴的と思われる所見を「照合結果報告書」 用紙に記載し、身元確認の根拠となりうる所見を明確にします。それらの所見を「一致 する」、「矛盾しない」、「一致しない」、「判定不能」のいずれかに該当するかを判断し、 判定結果を明記します。ただし、判定が困難である場合は断定せずに不明とし、ありの ままに記載します。

遺体番	:号の	死後	記録	と該	当者	の歯	科所	·見に	よる生育	 f記録	を照	(合し	た結	果は	以下	の通	りで	ある。	
(1) 生前	所見	į		資料	提供	者:		-					歯	科医	師				
				カルラ	F, I	ックス	ス線写	真(デ	ンタル・ハ	パノラ゛	₹),	歯科技	江指	示書、	その	他(
		7	6		4 D			1 A	(上)			3 C			6	7		(1)	
(右)		7	6		D 4			A 1	(下)		B 2	C 3		E 5	6	7		· (左)	
2) 死後	於所見	Ł																	
判定									上									判定	
(+-)		7	6		4 D							3 C			6	7	8	(* -)	
(右)		7	6	E 5	D 4	C 3		A 1		A 1	B 2		D 4	E 5	6	7	8	(左)	
判定									下									判定	
(3) 照合	r結界)印		致っ	する			î	箇 所		寺記事	項								
	· 印							<u> </u>											
	· 印							<u>当</u> 万											
4) 結論	i			***********															

社団法人 日本歯科医師会

4) 再確認と最終判定

照合の結果,生前記録と死後記録が一致した場合,あるいは一部が一致しなくても,歯 科治療の方向性に矛盾がない場合は,身元は確認されたと言えます。ただし,間違いが許 されない身元確認だけに,この段階で,さらにもう一度,遺体と生前記録を直接照合して みる等の再確認を,死後記録の採取を行った者とは異なる歯科医師によって行います。

以上の結果をさらに複数の歯科医師で最終的に協議し、判定を下します。

5)事後措置

(1) 遺族への説明

身元確認の根拠に関する説明を遺族から求められた場合は、警察関係責任者の立会いのもとに行います。一般の方にも理解できるよう、専門用語を用いるのではなく、わかりやすい言葉で説明します。

(2) 鑑定書の作成

鑑定とは「第三者に行わせる特別の知識経験に属する法則またはこれにもとづく具体的事実の判断の報告である。(団藤重光・刑訴法綱要より)」と定義されています。裁判所が学識経験のあるものに命じて行う場合や、検察官、検察事務官、司法警察員が犯罪捜査上必要があると判断して被疑者以外の者に、嘱託する場合等があります。(P. 40「鑑定嘱託書(例)」参照)

鑑定の結果は、関係者に容易に理解できるように、簡潔で平易に記載された鑑定書に よって回答しなければなりません。

鑑定書の様式については法令で規定されたものはありませんが、鑑定書の記載例を P. 41,42に示します。

(3) その他

一連の身元確認作業を通じて得た教訓, 反省事項を記録にとどめることは, 今後の貴重な参考資料となります。

また,生前資料を提供して下さった医療機関等の関係者,そして身元確認作業のため に出動いただいた関係歯科医師への感謝の念を忘れないようにしたいものです。

なお、報道機関等への対応は、警察(現地対策本部等)が行うことから、歯科医師に よる個別対応は行わないようにします。

4. DNA 鑑定

最近では、少量の血液・体液や毛髪などから遺伝子の本体である DNA (\underline{D} eoxyribo \underline{N} ucleic \underline{A} cid、デオキシリボ核酸)を抽出して、個人を識別する DNA 鑑定法が注目を集めています。血液型鑑定との併用で、個人識別が高率に可能になり、究極の個人識別法と言われています。

しかしながら、DNA 鑑定は新しい技術を使った方法であるので、その利点と欠点について十分検討を加えることが必要です。そこで、①再現性が高いかどうか、②突然変異の可能性などについても検討しなければなりません。

1985年にイギリスのジェフリーズにより、「DNA フィンガープリント法」が発表され、また、この年に PCR 法(Polymerase Chain Reaction 法)も発表され、法医学領域での DNA 鑑定が新展開しました。「DNA フィンガープリント法(マルチローカスプローブ)」は、多数のバンドが検出されるので、肯定や否定の確度が高率であり、現在でも親子鑑定に有用です。しかし、現在では刑事関係の事件で「DNA フィンガープリント法」が選択されることは殆どなくなりました。

一方、PCR 法を用いた DNA 検査法は、試料が微量・陳旧な場合にも有効であり、分析結果の再現性が良く、結果の数値化が可能であり、従ってコンピュータ検索も可能であるので、刑事関係の事件で応用範囲が広がっており、個人識別にも用いられています。

1) PCR 法を用いたドットブロット法(HLA-DQ α 型,PM 型など)

ドット部分に発色がみられるか否かで型判定を行います。販売会社のプロトコールに 従って検査を施行すればまず問題は生じないと思われ、標準の青色よりも濃いドットを陽 性とすることになっています。

2) STR (Short Tandem Repeat) 型

D1S80 (MCT118) 型は16塩基の繰り返し回数を判定していますが(ミニサテライトという), 試料が腐敗してくると短い DNA しか得られないので, より短い繰り返し回数のマイクロサテライトが注目されています。その理由としては, 死後変化が進行したケースでも検査可能であることとシークェンスが容易であることによります。殺人事件の時効(15年)以上経過した血痕からも型判定が可能です。TH01型以外にも vWA, FESFPS, CSF1PO, D8S306型などが利用されています。また, Y染色体関連のSTRも注目されています。このようなSTRを10種類検査すると約50億人を識別できます。

鑑定や検査を評価するには、①試料の採取が適切であったか、②方法が適切であったか、③結果に対する考察が適切であるか、④再鑑定・検査が可能であるか、について検討する必要があります。DNA型検査を含む先端的な技術では、いつでも、どこでも、他の専門家が施行しても正しい結果が得られるかということについて、充分な科学的根拠があるかどうかが問題であり、再鑑定に備えて鑑定試料を保存することは鑑定人に課せられた命題であります。

Ⅲ資料

1. 関係機関

1)警察庁,各都道府県警察本部

管轄	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
	警察庁	100 - 8974	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号	03 - 3581 - 0141
	警視 庁	100 - 8929	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号	03 - 3581 - 4321
11	海道警察本部	060 - 8520	札幌市中央区北二条西7丁目	011 - 251 - 0110
16	函館方面本部			
-		040 - 8511	函館市五稜郭町15番5号	0138 - 31 - 0110
-	旭川方面本部	078 - 8511	旭川市一条通25丁目487番地の 6	0166 - 35 - 0110
	釧路方面本部	085 - 8511	釧路市黒金町10丁目5番地1	0154 - 25 - 0110
	北見方面本部	090 - 8511	北見市青葉町6番1号	0157 - 24 - 0110
東	東北管区警察局	980 - 0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022 - 221 - 7181
北	青森県警察本部	030 - 0801	青森市新町2丁目3番1号	017 - 735 - 9110
管	岩手県警察本部	020 - 8540	盛岡市内丸 8 番10号	019 - 654 - 9110
区	宮城県警察本部	980 - 8410	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022 - 266 - 9110
金	秋田県警察本部	010 - 0951	秋田市山王4丁目1番5号	018 - 864 - 9110
管区警察局	山形県警察本部	990 - 8577	山形市松波2丁目8番1号	023 - 642 - 9110
	福島県警察本部	960 - 8686	福島市杉妻町 2 番16号	024 - 533 - 9110
	関東管区警察局	330 - 9726	埼玉県さいたま市北袋町1丁目21番2号	048 - 600 - 6000
	茨城県警察本部	310 - 8550	水戸市笠原町978番 6	029 - 301 - 2140
	栃木県警察本部	320 - 8510	宇都宮市塙田1丁目1番20号	028 - 621 - 0110
関	群馬県警察本部	371 - 8580	前橋市大手町1丁目1番1号	027 - 243 - 0110
果	埼玉県警察本部	336 - 8533	さいたま市高砂3丁目15番1号	048 - 832 - 0110
艮	千葉県警察本部	260 - 8668	千葉市中央区市場町1番2号	043 - 227 - 9131
警	神奈川県警察本部	231 - 8403	横浜市中区海岸通2丁目4番地	045 - 211 - 1212
東管区警察局	新潟県警察本部	950 - 8553	新潟市新光町4番地1	025 - 285 - 0110
一向	山梨県警察本部	400 - 8586	甲府市丸の内1丁目6番1号	055 - 235 - 2121
	長野県警察本部	380 - 8518	長野市大字南長野字幅下692番地の 2	026 - 233 - 0110
	静岡県警察本部	420 - 8610	静岡市追手町9番6号	054 - 271 - 0110
-	中部管区警察局	460 - 0001	名古屋市中区3の丸2丁目1番1号	052 - 951 - 6000
中	富山県警察本部	930 - 8570	富山市新総曲輪1番7号	
部	石川県警察本部	920 - 8553	金沢市広坂2丁目1番1号	076 - 441 - 2211 076 - 262 - 1161
	福井県警察本部		福井市大手3丁目17番1号	
	岐阜県警察本部	910 - 8515 500 - 8501		0776 - 22 - 2880
部管区警察局			岐阜市藪田南2丁目1番1号	058 - 271 - 2424
局	愛知県警察本部	460 - 8502	名古屋市中区3の丸2丁目1番1号	052 - 951 - 1611
	三重県警察本部	514 - 8514	津市栄町1丁目100番地	059 - 222 - 0110
沂	近畿管区警察局	540 - 0008	大阪市中央区大手前2丁目1番22号	06 - 6944 - 1234
近畿管区警察局	滋賀県警察本部	520 - 8501	大津市京町4丁目1番2号	077 - 522 - 1231
管	京都府警察本部	602 - 8550	京都市上京区下立売通釜座東入藪之内町85の3・4番地	075 - 451 - 9111
整	大阪府警察本部	540 - 8540	大阪市中央区大手町3丁目1番16号	06 - 6943 - 1234
索	兵庫県警察本部	650 - 0011	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	078 - 341 - 7441
高	奈良県警察本部	630 - 8578	奈良市登大路町80	0742 - 23 - 0110
	和歌山県警察本部	640 - 8588	和歌山市小松原通1丁目1番地1号	073 - 423 - 0110
ф	中国管区警察局	730 - 0012	広島市中区上八丁掘 6番30号	082 - 228 - 6411
	鳥取県警察本部	680 - 8520	鳥取市東町1丁目220番地	0857 - 23 - 0111
中国管区警	島根県警察本部	690 - 8510	松江市殿町8番地1	0852 - 26 - 0110
警	岡山県警察本部	700 - 8512	岡山市内山下2丁目4番6号	086 - 234 - 0110
察局	広島県警察本部	730 - 8507	広島市中区基町9番42号	082 - 228 - 0110
/=0	山口県警察本部	753 - 8504	山口市滝町1番1号	083 - 922 - 3111
四四	四国管区警察局	760 - 0008	高松市中野町19番7号	087 - 833 - 2111
四国管区警察局	徳島県警察本部	770 - 8510	徳島市万代町2丁目5-1	088 - 622 - 3101
	香川県警察本部	760 - 8579	高松市番町4丁目1番10号	087 - 833 - 0110
察	愛媛県警察本部	790 - 8573	松山市南堀端町2番地2	089 - 934 - 0110
局	高知県警察本部	780 - 8544	高知市丸ノ内 2 丁目 4 番30号	088 - 826 - 0110
	九州管区警察局	812 - 8573	福岡市博多区東公園7番7号	092 - 622 - 5000
	福岡県警察本部	812 - 8576	福岡市博多区東公園7番7号	092 - 641 - 4141
九州管区警	佐賀県警察本部	840 - 8540	佐賀市松原1丁目1番16号	0952 - 24 - 1111
管	長崎県警察本部	850 - 8548	長崎市万才町4番8号	095 - 820 - 0110
🕏	熊本県警察本部	862 - 8610	熊本市水前寺 6 丁目18番 1 号	096 - 381 - 0110
警	大分県警察本部	870 - 8502	大分市大手町3丁目1番1号	097 - 536 - 2131
索局	宮崎県警察本部	880 - 8509	宮崎市旭1丁目8番28号	0985 - 31 - 0110
/PJ	鹿児島県警察本部	892 - 8566	鹿児島市鴨池新町10番1号	099 - 206 - 0110
	沖縄県警察本部	900 - 0021	那覇市泉崎1丁目2番2号	098 - 862 - 0110

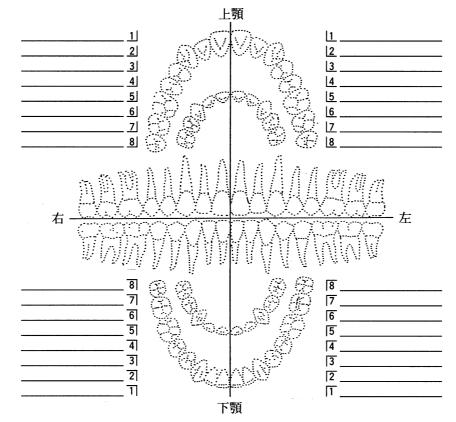
2) 各都道府県,警察歯科組織

₹;	二水	wid.	了小丘小郎
歯	科医師会	名	警察歯科組織名
北	海	道	北海道警察歯科協力医会
青	森	県	青森県警察歯科協力医会
岩	手	県	社団法人岩手県歯科医師会警察歯科委員会
秋	田	県	秋田県警察歯科医会
宮	城	県	宮城県警察歯科医会
山	形	県	山形県警察法歯学協力医
福	島	県	社団法人福島県歯科医師会警察歯科医部会
茨	城	県	茨城県警察歯科医会
栃	木	県	社団法人栃木県歯科医師会警察協力会
群	馬	県	群馬県警察医会
千	葉	県	社団法人千葉県歯科医師会災害対策警察歯科委員会
埼	玉	県	埼玉県防災連絡協議会
東	京	都	東京都警察歯科医会
神	奈 川	県	神奈川県歯科医師会救急医療委員会
山	梨	県	山梨県歯科医師会警察歯科医会
長	野	県	長野県警察協力歯科医会
新	潟	県	新潟県警察歯科医会
静	岡	県	静岡県歯科医師会警察歯科医会
愛	知	県	愛知県警察歯科医会
三	重	県	三重県警察医会
岐	阜	県	岐阜県法医等三師会
富	山	県	富山県警察法歯学協力医連絡協議会
石	Л	県	石川県歯科医師会警察協力医会
福	井	県	福井県警察歯科医会
滋	賀	県	警察協力歯科医委員会
和	歌山	県	和歌山県警察歯科医会
奈	良	県	奈良県警察協力歯科医会
京	都	府	社団法人京都府歯科医師会警察歯科部
大	阪	府	社団法人大阪府歯科医師会警察歯科対策推進室
兵	庫	県	兵庫県警察歯科医会
岡	山	県	岡山県歯科医師会法歯会
鳥	取	県	鳥取県警察協力歯科医会
広	島	県	広島県警察歯科医会
島	根	県	島根県歯科・警察連絡協議会
山	П	県	山口県歯科・警察連絡協議会
徳	島	県	徳島県歯科医師会警察協力医会
香	Л	県	香川県警察医会
愛	媛	県	愛媛県警察歯科医会
高	知	県	高知県歯科医師会警察協力委員会
福	岡	県	福岡県警察歯科医会
佐	賀	県	佐賀県警察法歯学連絡協議会
長	崎	県	長崎県警察嘱託歯科医会
大	分	県	大分県警察嘱託歯科医会
熊	本	県	熊本県警察医会
宮	崎	県	宮崎県歯科医警察協力会
鹿	児 島	県	鹿児島県歯科医師会警察協力医会
沖	縄	県	沖縄県歯科医警察協力会

2. デンタルチャート

デンタルチャート (死後記録)

遺体番号		検査場所		検査日時	年	月	日	時	分	
遺体状況	□上下顎 □上顎のみ □下顎のみ □その他	所轄警察署	警察署	参考資料	□口腔内写真 □X 線写真 □歯列模型(((パ)	ノタル		枚) 枚) 枚)

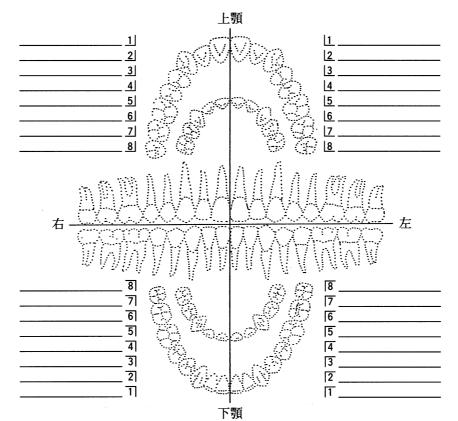


所見・特記事項:	住 所:				
	歯科医師名:				ⅎ
		TEL	()	
	住 所:				
	歯科医師名:				
		TEL	()	
	立会い警察官名:				

社団法人 日本歯科医師会

デンタルチャート (生前記録)

ファ	ァイ	ル番	号						記入日		年	月	日
患	者	氏	名		性	男	・女		参	考	資	料	
					別	<u> </u>			□歯科診療	録			
生	年	月	H	年	月	日 (j	歳)	□□腔内写	真	(枚)
住			所						□デンタル	写真	(枚)
Ш			//1	TEL	()			□パノラマ	写真	(枚)
通	院	期	間						□その他				



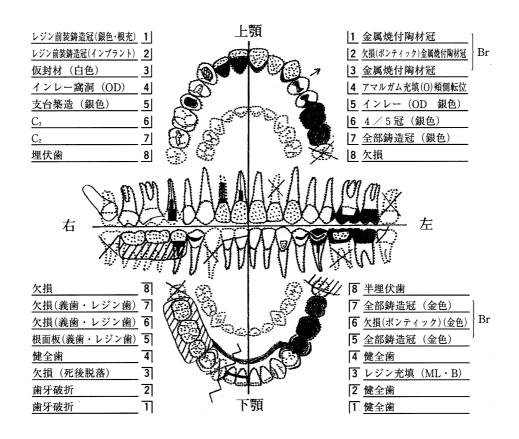
所見・特記事項:	資料提	医療機関名:				
	料	歯科医師名:				
	供		TEL	()	
	記	住 所:				
	入	歯科医師名:				(1)
	歯		TEL	()	
	科	住 所:				
	医	歯科医師名:				(1)
	師		TEL	()	

社団法人 日本歯科医師会

3. デンタルチャートの作成

デンタルチャート (死後記録)

遺体番号	A - 0 0 1	検査場所	○×体育館	検査日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
遺体状況	■上下顎 □上顎のみ □下顎のみ □その他	所轄警察署	○○警察署	参考資料	■口腔内写真 (5枚) ■X線写真 (デンタル 10枚) (パノラマ 0枚) □歯列模型の作成



所見・特記事項:

- ・下顎骨骨折が認められる
- ・21 は歯冠中央部より破折している
- ・ 3は脱落し歯槽窩が認められる
- ・5は残根上義歯で根面板が装着されている
- ・2|はスクリュータイプインプラントが埋入されてお | 歯科医師名: り、レジン前装鋳造冠が装着されている
- ・3は仮封材が認められ、治療途中と思われる
- ・54 は修復物の脱落と思われる
- ・8は埋伏している
- ・ 4 は頬側に転位している

住 所:○○○市○○○町○○○番地				
	住	所:○	〇〇市〇〇〇)町○○○番地

歯科医師名:

00000

TELOOO (OOO) OOOO

TELOOO (OOO) OOOO

所:○○○市○○○町○○○番地

\sim	0	0	0	(FI)	
	\circ	\circ	\circ	•	

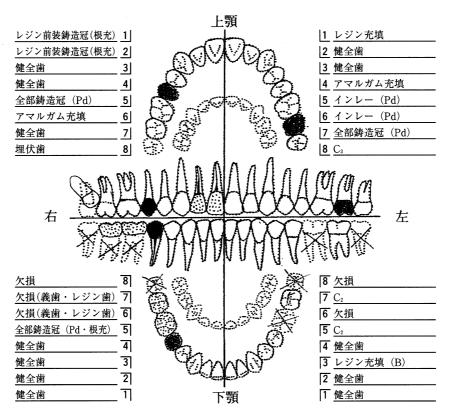
立会い警察官名:

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
\circ	\circ	\cup	

社団法人 日本歯科医師会

デンタルチャート (生前記録)

7	ァイ	ル番	号	B-001			記入日	平成〇〇	年()(0月00日
患	者	氏	名	0 0 0	性	男・女	参	考	資	料
L.					别		■歯科	診療録		1
生	年	月	日	昭和○○年○○	月〇	○日(○○歳)	□□□腔	内写真	(枚)
住			所	○○○市○○○町○○	○番	地	■デン	タル写真	. (10枚)
1111			ולל	TELOOO	(0	00) 0000	□パノ	ラマ写真	. (枚)
通	院	期	間	平成○○年○○月○○日から平成○)(s	F〇〇月〇〇日	□その	他		



所見・特記事項:

- ・診療録より $\frac{7}{5}$ + $\frac{8}{5}$ 残存を確認
- ・8はエックス線写真により埋伏が確認される
- ・21 は根充剤がエックス線写真により確認される
- ・51は根充剤がエックス線写真により確認される

資	医療機関名:	○ × 歯科医院
料提	歯科医師名:	0 0 0 0
供		TELOOO (000) 0000
記	住 所:	○○○市○○○町○○○番地
入	歯科医師名:	(1)
歯		TELOOO (000) 0000
科	住 所:	○○○市○○○町○○○番地
医	歯科医師名:	(P)
師		TELOOO (000) 0000

社団法人 日本歯科医師会

4. 歯科所見の名称 (略号を含む)

特に処置内容の記入に際し、現場では時間的な制約もあり() 内の略号を使用してかまいませんが、最終報告書にはできるだけ統一された標準用語に置き換えて使用して下さい。

歯の状態

形態

・健全歯

・巨大歯

・エナメル質形成不全

 \cdot C₁ C₂ C₃ C₄

・矮小歯

・歯牙破折

・咬耗

・円錐歯

· 斑状歯 · 過剰歯

・磨耗

・癒合歯・癒着歯

· 楔状欠損(WSD) · 癒着菌

・結節(切歯・中心・カラベリ・臼旁・臼後)

位置

・捻転

・傾斜

・埋伏(水平・完全・半)

・転位

・叢生

・歯間離開

処 置

・歯冠修復

充填

アマルガム充填 (AF)

セメント充填 (CF)

レジン充填 (RF)

グラスアイオノマー充填

(GCF)

予防填塞 (シーラント)

インレー (In)

3/4冠(3/4CK)

4/5冠(4/5CK)

全部鋳造冠 (FCK)

带環金属冠

嚼面圧印冠 (MK)

嚼面充実冠 (PK)

嚼面鋳造冠 (CCK)

開面金冠

ジャケット冠(JK)

前装鋳造冠(前装 CK)

金属焼付陶材冠 (MB)

支台築造

継続歯 (SK)

暫間被覆冠 (Tek)

連結歯

コーヌス冠

・欠損 ——

ブリッジ (Br)

ポンティック (P)

・有床義歯 -

全部床義歯 (FD) 局部床義歯 (PD)

人工歯

レジン歯 陶歯

金属歯

維持・連結装置

インプラント ―

スクリュータイプ ブレードタイプ

鋳造鉤

シリンダータイプ

アタッチメント

レジン床義歯 金属床義歯

線鉤

バー

補強線

フック

スパー

●色調

金色

歯牙色

銀色

黒色

●部位

咬合面 (O)

唇(類)側面(B) 口蓋面 (P)

舌側面 (L)

近心面 (M)

遠心面 (D)

歯列咬合の状態

形態

- ·狭窄歯列弓
- · V 字歯列弓
- ·鞍状歯列弓
- · 空隙歯列弓

咬合関係

- ・開咬
- ·交叉咬合

・上・下顎前突

- ・切端咬合
- ·反対咬合
- ・過蓋咬合

軟組織の状態

- ·歯肉退縮
- ·歯肉肥厚
- · 色素沈着

- ・口唇裂
- ・手術痕

その他

- ·歯根嚢胞
- · 外歯瘻 · 内歯瘻
- ・脱落
- ・口蓋裂
- · 暫間固定 (Tfix)

- ・骨折
- ·骨隆起
- ・歯石沈着
- ・ピンク歯
- ・変色歯

- ・矯正装置
- · 唇側矯正装置
- · 舌側矯正装置
- ·床矯正装置

5. 用語, 略号の記載例

種 目	記録例	備考	記載用語(略号)例など
健 全 歯		歯冠・歯根を実線で記入する (エックス線写真により歯根外形が判明した場合は実線で図示する)。	健全歯
う蝕	EFF.	う蝕部位を実線で囲み, 黒く塗りつぶす。	C1, C2, C3, C4
充填物		アマルガム充填は黒く塗 りつぶし、その他の歯冠 色充填物は点で記入す る。修復歯面や色も記入 する。	アマルガム充填(AF(O)) レジン充填(RF(MP))
仮 封 材		網目で記入する。	仮封材
インレー		歯冠色部分は点で記入 し、金属部分は黒く塗り つぶす。修復歯面や色も 記入する。	インレー(In(MO・金色))
全部鋳造冠		金属部分を黒く塗りつぶす。色も記入する。	全部鋳造冠(FCK(銀色))

種目	記録例	備考	記載用語(略号)例など
ジャケット冠	AAA	歯冠色部分は点で記入す る。	ジャケット冠(JK) レジンジャケット冠 (RJK, HJK) ポーセレンジャケット冠 (ポーセレン JK)
金属焼付陶材冠		歯冠色部分は点で記入 し、金属部分は黒く塗り つぶす。色も記入する。	金属焼付陶材冠(MB)
継 続 歯		歯冠色部分は点で記入 し、金属部分は黒く塗り つぶす。色も記入する。	継続歯(SK) レジン継続歯(レジンSK) ポーセレン継続歯 (ポーセレンSK)
前装鋳造冠		歯冠色部分は点で記入 し、金属部分は黒く塗り つぶす。色も記入する。	レジン前装鋳造冠 (前装 CK)
暫間被覆冠		歯冠色部分は点で記入 し、金属部分は黒く塗り つぶす。	暫間被覆冠(Tek)

種目	記録例	備考	記載用語(略号)例など
支台築造		金属部分は黒く塗りつぶし、レジンは点で記入する。ピンや根充材があれば黒で記入する。	支台築造
ブリッジ		歯冠色部分は点で記入し、金属部分は塗りつぶす。欠損部位は「ポンティック」とし、色も記入する。	ブリッジ (Br)
インプラント	AAA	金属部分は黒く塗りつぶ す。種類が判明すれば記 入し、上部構造も記入す る。	インプラント
有 床 義 歯		床外形を実線で記入し, レジン床は斜線で,歯冠 色人工歯は点で,金属人 工歯は黒で塗りつぶす。 クラスプ・バー・アタッ チメントなどの金属の分 は黒く塗りつぶす。欠損 部位は「欠損」とし,種 類が判明すれば「レジン 歯」「金属歯」と記入する。	欠損(義歯・レジン歯) (MT)

記載上の注意

・金属補綴物に架かるクラスプやアタッチメントはいずれも黒で塗りつぶすことから、それらの外 形がわかりにくくなる。そこで、補綴物との境界に一層空白域を設けて記入する。

【死後記録】

- ・すべての欄が記入されていること
- ・義歯・修復物の種類・材質・形態等を記入し再現する。

【生前記録】

- ・不明の場合は空欄とする。
- ・義歯・修復物の形態など不明な場合は, 歯 式図に記入しない。

多数の身元不明死体が収容された場合,統一された標準用語で記入するよう検査にあたる歯科医師 へ事前のオリエンテーションが必要である。

6. 必要な器具・機材

1) 口腔内検査器具

- (1) デンタルミラー
- (2) ピンセット
- (3) 探針
- (4) 歯ブラシ

- (5) ガーゼ
- (6) ゴム手袋
- (7) 開口器
- (8) ペンライト

2)筆記具,用紙

- (1) 死後、生前記録用紙(デンタルチャート)
- (2) メモ用紙
- (3) ボールペン, 鉛筆, 消しゴム

3)口腔内写真撮影用機材

- (1) 口腔内写真用カメラ一式
- (2) 口角鈎
- (3) 口腔内写真用ミラー
- (4) フィルム
- (5) スケール

4) エックス線写真撮影用機材

- (1) エックス線撮影装置(移動式)
- (2) 現像器
- (3) 防護用エプロン
- (4) フィルム

- (5) 現像液, 定着液
- (6) フィルムマウント
- (7) シャーカステン
- (8) クリップ

5) 印象採得用器材

- (1) 印象用トレー
- (2) ラバーボール
- (3) スパチュラ
- (4) 印象材

- (5) 硬石膏
- (6) バイブレーター
- (7) ユーティリティワックス

6) その他

- (1) タオル
- (2) ティッシュペーパー
- (3) 手洗い用石鹸
- (4) ファクシミリ・コピー機・掲示板・コンピュータ・電気コード

7. 鑑定嘱託書(例)

様式第2号(刑訴第223条)

平成○○年鑑第○○号

鑑定嘱託書

平成○○年○○月○○日

☆☆☆☆歯科医院 歯科医師 ○○○○殿

△△△△警察署司法警察員警視√◇◇◇⑩

氏名 性別・年齢不明で、 ほぼ白骨化した成人の死体

上記の者に対する変死事案について、下記事項の鑑定を嘱託します。

記

嘱託事項

- 1. 鑑定資料
 - (1) ほぼ白骨化した下顎骨を含む頭蓋骨 1個
- 2. 鑑定事項
- (1) 男女の別
- (2) 推定年齢
- (3) その他歯科所見からの参考事項

以上

8. 鑑定書記載例

鑑 定 書

第1章 緒言

平成○年○月○日, ◇◇県警,警視 ○○○○は,年齢・性別等不明で,ほぼ白骨化した成人の死体について,鑑定人 歯科医師 ○○○○に対して下記の鑑定を行い,その結果を書面により提出するよう嘱託した。そこで鑑定人は,これを承諾し,以来,☆☆歯科医院において,鑑定に必要な諸検査を行い,その結果に基づいて本鑑定書を作成した。

第2章 鑑定資料

1. ほぼ白骨化した, 下顎骨を含む頭蓋骨1個

第3章 鑑定事項

- 1. 男女の別
- 2. 推定年齢
- 3. 歯の特徴
- 4. その他 参考事項

第4章 鑑定経過と考察

1. 頭蓋骨の外観所見

頭蓋の骨表面には、腐敗した軟部組織がいたるところで認められる。とくに上顔部では黒変した皮膚で被覆され、わずかに顔形をとどめているが、腐敗および変形のため、生前の顔貌を推定することはできない。

頭蓋腔には、腐敗した脳硬膜が緑色泥状化した脳組織とともにわずかに付着しており、強い腐 敗臭を放っていた。これらの軟部組織は、骨から比較的容易に剥離し除去することができた。

しかし項平面などのいわゆる靱帯や腱付着部においては骨との固着が強靱であった。

2. 性別の判定

1) 頭蓋骨の形態学的検査からの性別判定

頭蓋骨全体は比較的小さいこと,前頭結節はやや発達していること,オルトメトピカ(前額部の傾斜度)はやや鉛直状を呈していること,頬骨弓幅や下顎角幅はやや狭いことなどは比較的女性骨の特徴である。しかし頭頂骨の形状,眉弓および眉間の隆起は著明に発達していることから,前額部と鼻骨との境界の角度は鋭角であること,外後頭隆起の発達程度は中等度に突隆していることから,上項線の発達もよく,乳様突起や下顎骨の形状などにも男性骨のもつ特徴が良く現れている。

· · · · · · · · · · 以上,性差の特徴を表として示し,これに基づいて結果を記載する。

2)歯の形態からの性別判定

以上、1)~2)の成績より、資料骨の性別は男性と思われる。

3. 年齢の推定

1) 頭蓋縫合の融合状態からの年齢推定 縫合の融合・消失の程度は、冠状縫合では側頭部の一部に、矢状縫合では頂部の一部・矢縫 部・三角部において 2°の状態であった。人字縫合では三角部の一部に,鱗状縫合ではほとんど融合は完成している。・・・・・・これらの点から,資料骨の年齢は○○~○○歳と推定される。

2) 顔面頭蓋縫合の融合状態からの年齢推定

顔面部における縫合は、比較的若年から融合が開始されるものも多く、これらの点を考慮して各縫合の状態を検査した結果、頬骨前頭縫合の一部にやや不明な点もあるが、その他いずれの縫合も開存状態であった。・・・・・これらの点から、資料骨の年齢は○○歳代前半とも考えられる。

3) 骨口蓋縫合の融合状態からの年齢推定

切歯縫合の外側部では縫合の消失がみられるが、その他の部位では縫合の融合は認められない。・・・・・これらの点から、資料骨の年齢は○○歳代の前半から後半の範囲であると推察される。

4) 歯からの年齢推定

歯のう触あるいは処置の状態は個人差はあるにしても、平均的にみれば若年者よりも高年者のほうがその程度は進行している。左側下顎第一大臼歯が欠損し、その部位には第二小臼歯と第二大臼歯を支台とした、ブリッジが装着されていること、また、上顎では・・・・・にわたる部分床義歯が装着されていることから、資料骨の年齢は○○~○○歳と推定された。

以上, 1)~4)の成績より、資料骨の推定年齢は○○~○○歳と思われる。

4. 歯科所見からの参考事項

資料骨の上下顎の咬合関係は、開咬状態を呈する。残存歯は、上顎では〇〇歯、下顎では〇〇 歯である。歯槽骨の吸収程度は・・・・・・・・である。

1)う蝕および処置状況

上顎では、残存歯は○○歯、欠損歯は○○歯であり、・・・・・・(臨床で言うところの現症を記載すれば良い)

2) エックス線所見

エックス線写真から読みとれる情報を、上顎と下顎に分けて、1)と同様に記載する。

第5章 鑑定

- 1. 資料骨の性別は、男性と推定される。
- 2. 資料骨の年齢は、○○~○○歳と推定される。
- 3. その他、歯科所見からの参考事項は、・・・・・・

第6章 鑑定資料の処置

資料骨は、本鑑定書とともに返却する。なお、歯列模型を作製する目的で印象採得を行なった際に、・・・・の部位をわずかに損壊した。

以上の鑑定は、平成○年○月○日(鑑定を受託した日)に着手し、平成○年○月○日(鑑定の作成を終了した日)に終了した。この鑑定書には写真○枚、図○枚および表○枚を添付する。

平成○年○月○日

鑑定人: 〒000-0000 ○○県○○郡………

歯科医師 〇 〇 〇 印

【✔ 関係法規及び参考文献(抜粋)

関係法規

●刑事訴訟法

第1編 総 則/第12章 鑑 定

- 第165条(鑑定) 裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。
- 第168条(鑑定と必要な処分,許可状) 鑑定人は, 鑑定について必要がある場合には,裁判所の許可を 受けて,人の住居若しくは人の看守する邸宅,建造 物若しくは船舶内に入り,身体を検査し,死体を解 剖し,墳墓を発掘し,又は物を破壊することができ る。
- 2 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。
- 3 裁判所は、身体の検査に関し、適当と認める条件を附することができる。
- 4 鑑定人は、第1項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。
- 5 前3項の規定は、鑑定人が公判廷でする第1項の 処分については、これを適用しない。
- 6 第131条, 第137条, 第138条及び第140条の規定 は, 鑑定人の第1項の規定によってする身体の検査 についてこれを準用する。

第2編 第一審/第1章 捜 査

第197条 (捜査に必要な取調べ)

1 捜査については、その目的を達するため、必要な

- 取調べをすることができる。但し,強制の処分は, この法律に特別の定のある場合でなければ,これを することができない。
- 2 捜査については、公務所又は公私の団体に照会し て必要な事項の報告を求めることができる。
- 第223条(第三者の任意出頭・取調べ・鑑定等の嘱託) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。
- 2 第198条第1項但書及び第3項乃至第5項の規定 は,前項の場合にこれを準用する。
- 第225条(鑑定受託者と必要な処分,許可状) 第223 条第1項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は,裁 判官の許可を受けて,第168条第1項に規定する処 分をすることができる。
- 2 前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司 法警察員からこれをしなければならない。
- 3 裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許 可状を発しなければならない。
- 4 第168条第2項乃至第4項及び第6項の規定は、 前項の許可状についてこれを準用する。
- 第229条(検視) 変死者又は変死の疑のある死体が あるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は 区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。
- 2 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処 分をさせることができる。

第2編 第一審/第1章 公 判

- 第321条(被告人以外の者の供述書・供述録取書の証拠能力) 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。
- 1. 裁判官の面前(第157条の4第1項に規定する方法による場合を含む。)における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異った供述をしたとき。
- 2. 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異った供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。
- 3. 前2号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。
- ② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第1項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ④ 鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

●犯罪捜査規範

第8章 鑑 識

第187条(鑑定の嘱託) 捜査のため、死体の解剖、 指紋または筆跡の鑑別等専門的な知識を要する鑑定 を科学警察研究所、その他の犯罪鑑識機関または適 当な学識経験者に嘱託するに当っては警察本部長ま たは警察署長の指揮を受けなければならない。

第192条(鑑定書)

- 1 鑑定を嘱託する場合には、鑑定人から、鑑定の日時、場所、経過および結果を関係者に容易に理解できるよう簡潔平明に記載した鑑定書の提出を求めるようにしなければならない。ただし、鑑定の経過および結果が簡単であるときは、鑑定人から口頭の報告を求めることができるものとし、この場合にはその供述調書を作成しておかなければならない。
- 2 鑑定人が数人あるときは共同の鑑定書の提出を求めることができる。
- 3 鑑定書の記載に不明または不備の点があるとき は、これを補充する書面の提出を求めて鑑定書に添 付しなければならない。

●検視規則

第5条(検視の代行)刑事訴訟法第229条第2項の規 定により変死体について検視する場合においては, 医師の立会を求めてこれを行い,すみやかに検察官 に,その結果を報告するとともに,検視調書を作成 して,撮影した写真等とともに送付しなければなら ない。

参考文献

- 1) 小室歳信:個人識別(澤田彰子, 抻田茂實他:臨床のための法医学〔第4版〕, 朝倉書店, 東京) 162-168, 2001.
- 2) 大国 勉:身元確認. フリープレス, 2001.
- 3) 鈴木 和男:法歯学, 永末書店, 2001.
- 4) 大阪府歯科医師会警察歯科対策推進室·記載要項
- 5) 愛知県警察歯科医会:身元確認のための検屍チャート, 2001.
- 6) 神奈川県歯科医師会災害対策歯科医部会:あ,地震だ!災害対策歯科医療救護マニュアル,1998.
- 7) 東京都衛生局医療計画部救急災害医療課:災害時歯科医療救護活動マニュアル, 1997.
- 8) 東京都衛生局医療計画部救急災害医療課:災害時の歯科医療救護活動における身元確認班(歯科医師班)研修テキスト,2000.
- 9) 葛西一貴編:第4版歯科矯正学。医歯薬出版,2002。
- 10) 小室歳信:歯科における法医鑑定-鑑定書の作成とその留意点-. 東京都歯科医師会雑誌, 38:441-451, 1990.
- 11) 団藤重光:刑訴法綱要
- 12) 衆議院法制局‧参議院法制局編集:現行法規総覧. 第一法規
- 13) 各都道府県歯科医師会規約・マニュアル等(北海道,青森県,岩手県,秋田県,宮城県,福島県, 茨城県,栃木県,群馬県,千葉県,埼玉県,東京都,神奈川県,山梨県,長野県,新潟県,静岡県, 愛知県,三重県,岐阜県,福井県,和歌山県,京都府,兵庫県,岡山県,鳥取県,広島県,島根県, 山口県,徳島県,愛媛県,高知県,福岡県,佐賀県,長崎県,大分県,宮崎県,鹿児島県)

索引

< a>>	可動型横臥位パノラマ	<さ>
アナログ22	エックス線写真撮影装置23	災害・事故発生時12
IT 関連機器17	カルテ16	再確認と最終判定25
	関係法規43	作業用模型17
<い>	感染防止18	撮影部位21, 23
遺体の口腔内写真20	鑑定書26,41~42	
- 状況(死因)13	鑑定嘱託書40	<し>
- 搬入状況13		歯科技工指示書17
- 身元確認作業の流れ14	< ***	歯科健診票17
遺体 収容所13, 14, 15	器具·機材······18, 39	歯科診療録(カルテ)16
-番号25		指揮系統(出動の流れ)15
- 引渡14	<け>	事業所健診17
遺族への説明26	警察歯科組織29	死後記録23, 24, 30, 32
印象採得用器材39	警察庁15, 28	- の採取と整理18
	警視庁15, 28	事故, 災害の概況13
<う>	刑事訴訟法14,43	事後措置26
う歯24	携帯用デンタルエックス線	自然脱落24
う蝕の進行24	写真撮影装置22	写真撮影20
	検案14	修復物21
< え>	検視14, 43	10枚法23
エックス線写真	検視規則44	14枚法23
16, 17, 20, 22, 23	検死(屍)14	住民健診17
- 撮影用機材39	検死時の留意事項17	受診医療機関の特定16
	検視の補助行為14	照合23
< か>		- 結果報告書25
ガーゼ18, 39	<こ>	- 時の注意事項24
開口状態の確認19	口腔内写真16	- 内容の記載24
- 不能時18	- の清掃19	- の結果25
顔写真16	- 検査器具 ······39	小規模災害・事故(事件)
下顎歯列咬合面観21	- 写真撮影用機材39	への対応15
顎態模型17	咬合型フィルム23	上下顎歯列咬合面観21
学校健診17	咬翼法23	上下顎歯列正面観21
合掌10		情報収集 すべき内容13

- の時期等12	<は>	< <i>U</i> >
- の方法12	発災15	離脱修復物21
歯列模型17, 20	パノラマフィルム23	離脱補綴物21
	犯罪捜査規範44	略号34~38
<せ>		
生前記録31,33	<ひ>	
生前資料の収集と	被害状況の把握12	
生前記録の作成16, 17	必要な器具・機材39	
整理と保管17	筆記具, 用紙39	
<た >	<ふ>	
大規模災害・事故(事件)	部分遺体21	
での対応15		
対策本部(都道府県レベル)…15	<^>	
脱落歯23	平衡模型17	
ダブルチェックシステム17	便宜抜去24	
	偏心投影23	
< < > >		
DNA 型 ······16	<ほ>	
DNA 鑑定 ······26	防止措置18	
デジタル22	母子健康手帳17	
デンタル撮影23	補綴診断用模型17	
デンタルチャート30, 31	補綴物16	
- の作成 17, 18, 19, 32, 33		
	< み>	
<と>	身元確認 作業14, 15	
都道府県警察本部28	- における活動内容16	
	身元不明死体数の予測	
<に>	または把握13	
日本歯科医師会の対応13		
入手方法,経路17	<よ>	
	用語の統一化20	
	用語、略号の記載例32~38	

あとがき

現在,各都道府県歯科医師会における警察歯科への取り組みは様々な形態がとられ, それぞれに所管する部門を置き,47都道府県において何らかの組織化がなされてきてい ます。

予測しがたい広域的な事件・事故・災害の発生時における身元確認 (個人識別) 作業 での歯科医師の果たす役割は社会的に大きく認められ、かつ求められています。

とりわけ、昭和60年8月の日航機墜落事故、平成6年4月の中華航空機墜落事故、平成7年1月発災の阪神・淡路大震災を契機として尚一層その機運は高まってきています。

全国各地の歯科医師会等で立ち上がってきた警察歯科医の活動も平成8年広島県での 「広島県歯科・警察連絡協議会(全国フォーラム)」の開催(翌年の大阪府で開催の大 会から「全国警察歯科フォーラム」となる)から回を重ね、昨年の東京都の開催で6回 目を迎えました。各フォーラムでは警察歯科の全国的な組織化、統一化、用語の統一等 が切望され、「要望書」として日歯執行部へ提出されてきました。

日本歯科医師会は平成13年11月「全国警察歯科医会検討臨時委員会」を設置し、「日本歯科医師会における全国警察歯科の組織化について検討の上、平成14年6月末までに答申願いたい」と諮問がなされました。

諮問を受け検討に入った当委員会では答申書作成にあたり、組織化については事件・ 事故・災害、何れの場合においても身元確認作業は警察の指揮下の対応となり、情報の 一元管理、都道府県歯科医師会間の連携及び調整、迅速な情報の収集を図るための指揮 命令系統の確立が求められていることから、日本歯科医師会は中枢的な役割を持つ事と 位置付けました。

一方、身元確認作業時の「手引書」等が作成されているのは現在、全国47都道府県のうち約半数以下に留まっていること、さらには予てから課題となっていた共通の「記録用紙」、「用語の統一」化をも視野にいれて答申書と併行して本マニュアルを作成しました。

本マニュアルの位置付けは、身元確認作業における照合等を行う際の手引書として、 また生前の歯科所見などの資料、情報提供に際し、臨床に携わる多くの歯科医師や警察 関係者に対応できるものとして、標準的なものとしました。

全国警察歯科医会検討臨時委員会

作成:社団法人 日本歯科医師会・全国警察歯科医会検討臨時委員会

<委 員>

委員長 川越文雄

委員大森基夫

同 斉藤善司

同 布施修一郎

同 須賀 均

同 椋代正次

同 緒方惟幸

同 池田正弘

同 津田邦彦

同 木村哲也

同 押田茂實

同 小室歳信

同 水口 清

塚 本 亨 (平成14年3月31日まで委員長)

<担当役員>

専務理事 梅田昭夫

常務理事 内田裕丈

同 塚本 亨

理 事 岸田 隆